

令和5年度 第2回
松江市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会

資料1

松江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

〔原稿案〕

・基本施策項目

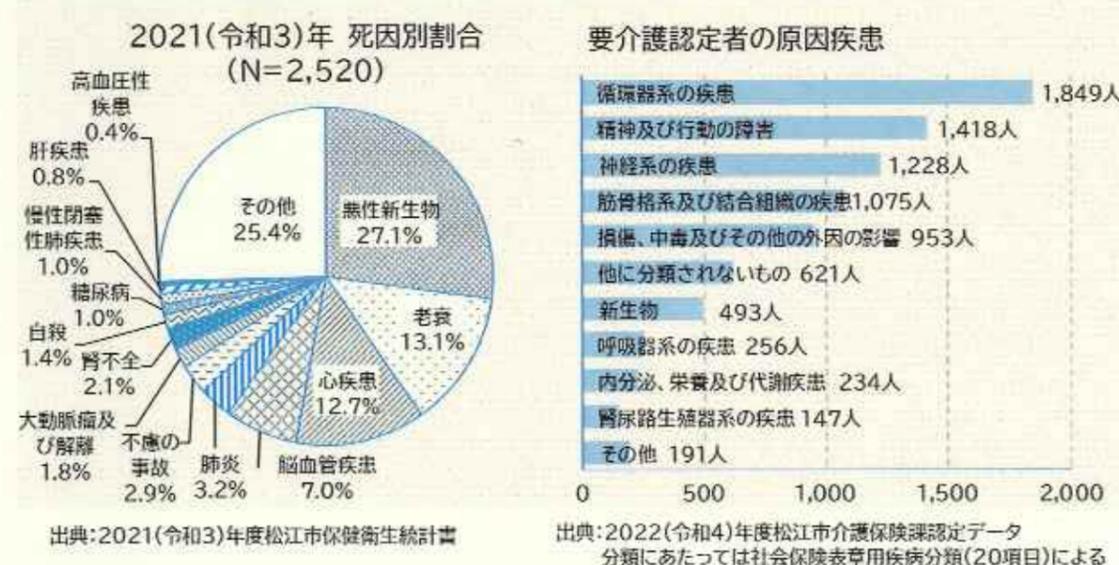
基本施策項目

1-①

生活習慣病予防の取組み強化

現状と課題

- 悪性新生物、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病による死亡者は、全体の約半数を占めており、生活習慣病予防がますます重要です。
- 要介護認定を受ける原因となった疾患においても、循環器系の疾患等生活習慣病によるものや、筋骨格系疾患及び骨折によるものが多くなっています。
- 早期からの生活習慣病予防や骨折をしないための適切な食習慣、筋力低下を防ぐための運動習慣の定着を図り、健康な高齢期を迎える準備が必要です。



基本施策項目の方向性

- 毎日のセルフチェックや定期的な健診受診を通じて自らの健康状態を把握し、自分に合った健康づくりに取り組む高齢者を増やす必要があります。
- 脳血管疾患の要因となる動脈硬化を防ぐため、「血圧管理」と「体重管理」及び「適切な生活習慣」(バランスの良い食事・野菜摂取、減塩、運動)の定着を図ります。
- 高齢期の「骨折・転倒」や「筋骨格系疾患」を予防するための食習慣や、運動習慣についての啓発が必要です。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
家庭で毎日血圧測定をしている方の割合(%)	23.7	50.0
週1回以上運動やスポーツをしている方の割合(%)	41.7	65.0
松江市国保特定健診の受診率(%)	43.0	60.0

具体的な取組み

- 1.【正しい知識の普及啓発】
 - 生活習慣病や、骨折・筋力低下を予防するための、正しい知識の普及啓発を行います。
- 2.【セルフチェックの推進】
 - 毎日のセルフチェックと年1回のけんしん(健康診査・がん検診・歯科健診)受診で、自らの生活習慣見直しに繋げる「るくる^{*1}」キャンペーンを継続して取組みます。
- 3.【各機関との連携強化】
 - 医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と連携し、各種取組みについての周知啓発や出前講座の実施、健診を受けやすい体制づくり、受診勧奨に取組みます。
- 4.【住民組織との協働】
 - 地域の健康づくりのために活動する「健康まつえ21推進隊^{*2}」や「ヘルスポランテア協議会^{*3}」等、住民主体の健康づくりを支援し、健康づくりに取り組む機会を増やします。



*1 るくる: 血圧や体重をはかり、記録して生活を振り返り、生活習慣を変えて行こうという松江市の健康づくり運動のこと。はかる、つけ、きづく、かわるの4ステップの最後の文字をとってキャッチフレーズとした。

*2 健康まつえ21推進隊: 地域での健康づくりの推進役として、29地区すべての公民館区で結成されている。健康づくりに関するイベントや講座の開催情報発信、健康診査やがん検診の受診勧奨PR等、地域の実情に合わせた様々な取組みを行っている。

*3 ヘルスポランテア協議会: 市民の健康や生活習慣病予防等を積極的に推進し、各団体が連携をとりながら、ともに地域の健康づくりの充実のために活動する団体。現在は食、母子、運動の各分野を進める6つの団体が加盟。

基本施策項目

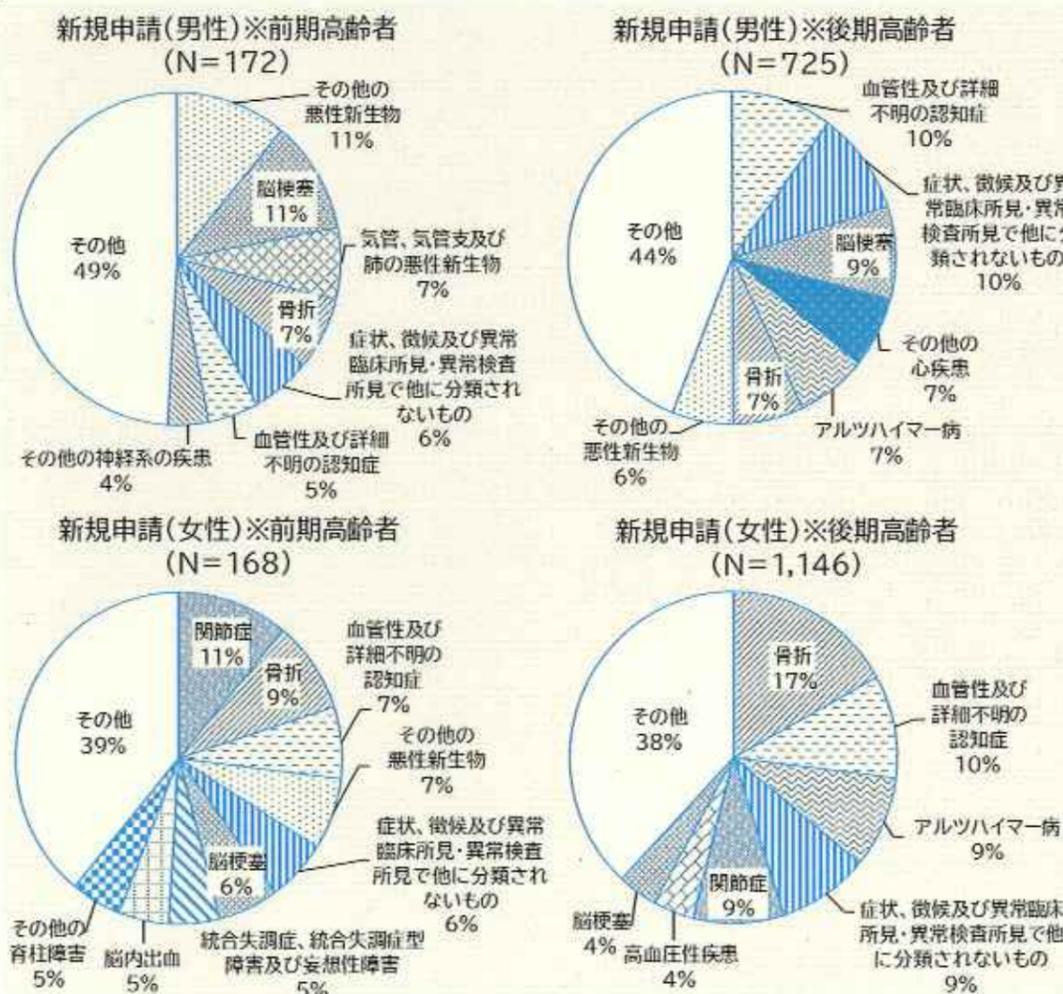
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組み推進

1-2

現状と課題

- 男性が、新規に介護認定を受ける原因となった主な疾患は、前期高齢者では「悪性新生物」、「脳梗塞」が多く、後期高齢者では「血管性及び詳細不明の認知症」、「脳梗塞」が多くなっています。
- 女性が、新規に介護認定を受ける原因となった主な疾患は、前期高齢者では「関節症」、「骨折」が多く、後期高齢者では、「骨折」、「血管性及び詳細不明の認知症」が多くなっています。
- 健康寿命の延伸には、介護認定を受ける原因となった主な疾患予防の取り組みが重要であり、生活習慣病予防とフレイル予防の取り組みが必要です。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、国民健康保険で実施していた保健事業や健康づくりを、後期高齢者医療制度でも継続できる体制を強化する必要があります。

新規要介護認定者の原因疾患(男女、前期・後期高齢者別)



*出典:2022(令和4)年松江市介護保険課認定データ
分類にあたっては社会保険表章用疾病分類(119項目)による

要介護度別認定者数(1号被保険者のみ)

介護度	要介護状態区分(二次審査)							65歳以上人口(人)
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
認定者数(人)	1,788	1,882	2,443	1,774	1,308	1,491	961	59,453
65歳以上人口に占める割合	3.0%	3.2%	4.1%	3.0%	2.2%	2.5%	1.6%	
	10.3%			9.3%				

*出典:介護保険事業状況報告(2023年(令和5年)3月31日時点)

基本施策項目の方向性

- 前期高齢者、後期高齢者それぞれの特性を踏まえた効果的な取り組みが実施できるよう、「健診」「医療」「介護」のデータの一体的活用と分析を行い、健康寿命の延伸に繋がります。
- 通いの場等へ専門職を派遣し、生活習慣病・介護予防についての普及啓発を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
第1号被保険者のうち、要介護2以上の方の割合(%)*1	9.3	第3回専門分科会で掲載予定
通いの場に専門職を派遣(回)	287	470

具体的な取り組み

- 【ポピュレーションアプローチ*2】(通いの場*3等への積極的な関与)
 - 通いの場に医療専門職(保健師、栄養士等)が積極的に出掛け、運動・栄養・口腔等の生活習慣病予防・フレイル*4予防等の健康教室、健康相談及び情報提供や啓発を行います。
 - 通いの場を活用し、必要に応じて、健診、医療、介護サービス等の利用勧奨を行います。
- 【ハイリスクアプローチ*5】(高齢者に対する個別の支援)
 - 心身機能の低下の予防、生活習慣病等の重症化予防を行うため、医療専門職による訪問相談・保健指導を行います。
 - 医療や介護サービス等の利用がなく、健康状態が不明な高齢者や、閉じこもりの可能性がある高齢者等に対し、保健師等の訪問による相談・指導を行います。
- 【関係機関との連携】
 - 医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会等と松江市の健康課題を共有し、解決策について連携して取り組みます。

*1 第1号被保険者のうち、要介護2以上の方の割合:要介護2以上の要介護認定を受けていない方を健康とみなし、要介護2以上の方の割合を減少させることで健康寿命の延伸を図る。

*2 ポピュレーションアプローチ:健康教室等、集団に対して予防的に介入することにより病気の予防、健康増進を図ること。

*3 通いの場:体操や趣味活動等、介護予防に資する住民主体等の集まりの場。

*4 フレイル:健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態。

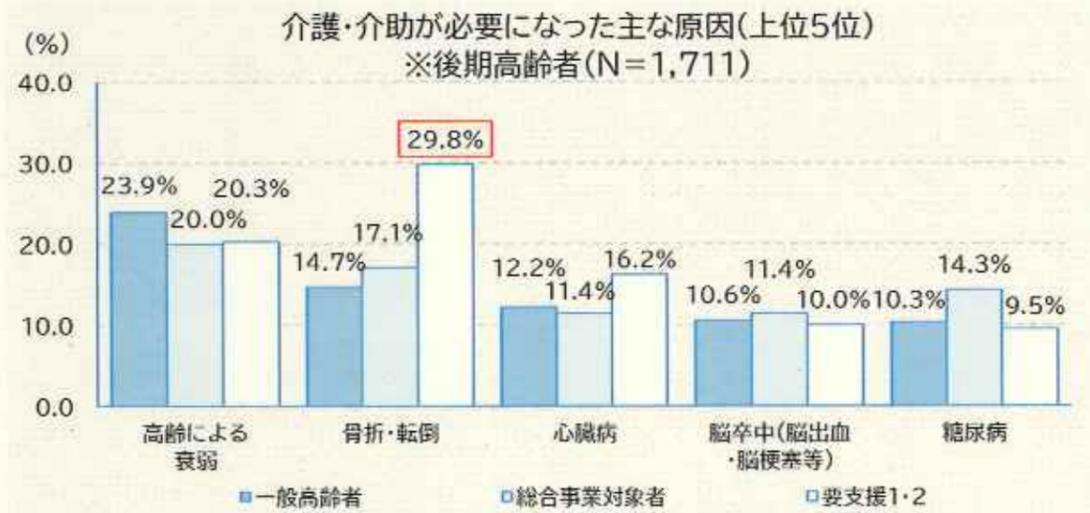
*5 ハイリスクアプローチ:病気や要介護状態となるリスクの高い方に、個別に相談などを行いその発生防止を目指すこと。

基本施策項目

2-① フレイル対策・介護予防の推進

現状と課題

- 今後さらなる高齢化が進んでいくことから、自立期間を延ばし、いつまでも地域で自分らしく暮らすことができるよう、運動機能・口腔機能や栄養状態等の向上の取組みに加えて、高齢者の社会参加を促進していくことが大切です。
- 2022(令和4)年度に実施した松江市高齢者の生活に関するアンケートによると、要支援1・2に該当する方のうち、介護・介助が必要になった原因は、「骨折・転倒」が約3割を占めており、フレイル予防の取組みが必要です。



*出典:松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2022(令和4)年度調査)」

基本施策項目の方向性

- フレイルや介護予防についての知識普及を目指し、専門職と連携して実施します。
- 高齢者が自分の能力を活かし役割を持って活躍できるよう、多様な活躍の場を増やしていきます。
- 住民主体の通いの場への活動支援や介護予防に資する自主グループへの支援を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により休止した通いの場などの再開を図ります。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
なごやか寄り合い実施会場数(か所)	302	370
通所型サービスB ^{*1} の実施箇所(か所)	27	60
からだ元気塾参加人数(人)	840	1,000

具体的な取組み

1.【身近な通いの場や多様な活動を推進する環境づくり】

- 「なごやか寄り合い」、「からだ元気塾」、「通所型サービスB」や住民主体の通いの場等への活動支援を行います。
- 生活支援コーディネーターを中心に、地域の資源やニーズに応じ、通いの場の再開・立ち上げ支援や自主グループ等への活動支援を推進します。

2.【介護予防・フレイル予防についての普及啓発】

- 通いの場へ専門職の派遣を行い、フレイル予防(運動・口腔面の機能や栄養状態の維持向上、社会参加の重要性)や認知症予防などの介護予防についての健康教室や相談等を実施します。
- 通いの場への、リハビリテーション専門職の派遣を行い、効果的な地域リハビリテーションの普及啓発、運動機能の維持や認知症予防等の周知啓発を行います。
- 口腔機能低下は、全身状態や生活にも大きく影響することから、オーラルフレイルについての啓発を推進します。
- 住民の自主的な健康づくりを目指し、テレビ放送やインターネット等を活用した啓発を実施します。

〈からだ元気塾の様子〉



〈なごやか寄り合いの様子〉



*1 通所型サービスB:住民ボランティアの団体等が、地域で定期的に介護予防につながる『通いの場』を提供し、介護予防体操やレクリエーション活動、サロン等を開催する。

基本施策項目 **自立支援・重度化防止に向けた総合事業^{*1}**
2-2 の充実・推進

現状と課題

- 2021(令和3)年度4月1日の総合事業の見直しにより、それまで従前型サービス^{*2}利用が9割を超えていましたが2022(令和4)年度実績では、従前型サービス利用は29%、多様なサービス^{*3}は利用71%となりました。
- 要支援者等の重度化を防ぎ、自分でできることを増やしていくため、日常生活動作(ADL)^{*4}や手段的日常生活動作(IADL)^{*5}改善に繋がる取組みへの支援が必要です。

総合事業サービス費の構成比
(2022(令和4)年度)



基本施策項目の方向性

- 利用者の自立支援に繋がるサービスを提供する必要があります。
- 要支援者の重度化を防ぐために、自立支援を強化したサービスを充実させる必要があります。
- 自立支援に向けた適切なサービスが提供できるよう多職種の連携を推進していく必要があります。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
緩和型サービス事業所数(か所)	訪問68 通所85	訪問75 通所91
緩和型サービス利用者数(人)	訪問 7,720 通所 12,694	訪問 9,800 通所 16,500
緩和型通所サービス運動機能向上体制 加算取得事業所割合(%)	64.7	72.0

具体的な取組み

1.【自立支援の推進】

- 自立支援に向けたケアマネジメントが実施できるよう、ケアマネジャーと専門職との連携強化に向けた支援を行います。
- 利用者の状態像に合わせた、多様なサービスや地域資源の活用ができるよう、状況に応じて介護予防ケアマネジメントマニュアルの見直しや研修支援を行います。
- 利用者の自立支援で、成果を出している事業所が算定することができる、松江市独自の自立支援強化・評価加算を引き続き実施します。

2.【緩和型サービス事業の充実】

- 緩和型サービス事業所や新規指定を検討している事業者に対し、運営や開設について、きめ細やかな支援を行います。

3.【運動機能向上体制加算取得事業所の増】

- 利用者の自立支援向上に関わる加算取得について、集団指導等で説明を行い、加算取得へ繋がる体制の支援を行います。

*1 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業):高齢者が要介護状態にならないよう、市町村・地域で要支援者や高齢者に対して計画的に提供される介護予防や生活支援の事業。
 *2 従前型サービス:旧予防給付と同等のサービス。
 *3 多様なサービス:人員基準を緩和した松江市独自のサービスや住民主体の通いの場や日常生活に対する援助、運動・口腔・栄養の改善に向けたプログラムを短期間で集中的に提供するサービス。
 *4 日常生活動作(ADL):起居動作(寝返り、起き上がり、立ち上がり、座るなど)、移乗、移動、食事、更衣、排泄、入浴、整容等日常生活に最低限必要な動作。
 *5 手段的日常生活動作(IADL):排泄、食事、就寝等、ADLに関連した、買い物、料理、掃除等の幅広い動作。

基本施策項目

3-①

高齢者が活躍できる場の推進

現状と課題

- 高齢者の生きがい充実や社会参加の促進を図るために松江市シルバー人材センターの活動を支援しています。シルバー人材センター会員数894人(2023(令和5)年3月31日現在)、受託事業契約件数 11,848 件(2022(令和4)年度実績)となっており、前年度よりわずかに減少傾向です。
- 高齢者の生きがいづくり等、様々な交流の場として高齢者クラブの活動を支援しています。高齢者クラブの会員数は、加入促進に向けて取組む一方で、会員の高齢化や高齢者の就業機会の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症による活動自粛等の影響を受け、減少傾向が続いています。
- 高齢者の地域活動やボランティア活動を推進するために実施するまめなかポイント事業の登録活動団体が206団体(2022(令和4)年度実績)である一方、登録活動者は96人(2022(令和4)年度実績)に留まっており、登録活動者の増加が課題となっています。
- 高齢者の外出を促進するためバス割引制度を推進しています。2022(令和4)年3月から高齢者優待 ICOCA を利用した割引制度を開始しました。経過措置として継続していた、バスカードによる割引制度は2022(令和4)年9月末で終了しており、高齢者優待 ICOCA へのスムーズな移行と周知が課題となっています。

基本施策項目の方向性

- シルバー人材センターの会員拡大、新規就業先等の開拓に取り組む必要があります。
- 高齢者クラブの会員数を維持するとともに、若手・女性リーダーを育成する必要があります。
- まめなかポイント事業登録活動者の増加を目指します。
- 高齢者バス割引乗車事業延べ利用者数の増加を目指します。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
シルバー人材センター会員数(人)	894	1,110
高齢者クラブ会員数(人)	10,495	10,500
まめなかポイント事業登録活動者数(人)	96	300
高齢者バス割引乗車事業延べ利用者数(人)	314,907	340,000

具体的な取組み

- 1.【シルバー人材センターの活動支援】
 - 就業を通じた社会参加が生きがいとなる高齢者の受け皿としてのシルバー人材センターの運営安定化のために助成を行います。
- 2.【高齢者クラブの活動支援】
 - 高齢者の健康と豊かな生きがいづくりの促進を目的とする高齢者クラブの様々な活動や会員加入促進、若手・女性リーダー育成に向けた取組みに対して助成を行います。
- 3.【まめなかポイント事業の推進】
 - 高齢者自身の介護予防への認識の高まりや、社会活動等に参加する元気な高齢者の増加に考慮しつつ、積極的な広報を行います。また、登録活動団体の参加者に働きかけ、登録活動者の増加に繋がります。
- 4.【高齢者バス割引事業の実施】
 - 70 歳以上の高齢者に対し、市内路線バスの運賃を割り引くことにより、高齢者の外出支援を図ります。また、高齢者優待 ICOCA の利用促進に努めます。

基本施策項目

4-① 地域課題の解決支援

現状と課題

- 市内29公民館区に設置した第2層協議体^{*1}で地域ごとの生活課題の解決を検討しています。
- 日常生活圏域別の地域ケア会議でも同様の生活課題の解決が検討されています。
- 地域ケア会議を通して、多職種がチームとして連携する意識を共有して、地域課題の解決能力の向上を目指します。

地域課題(2022(令和4)年度)



※出典:松江市社会福祉協議会調べ

基本施策項目の方向性

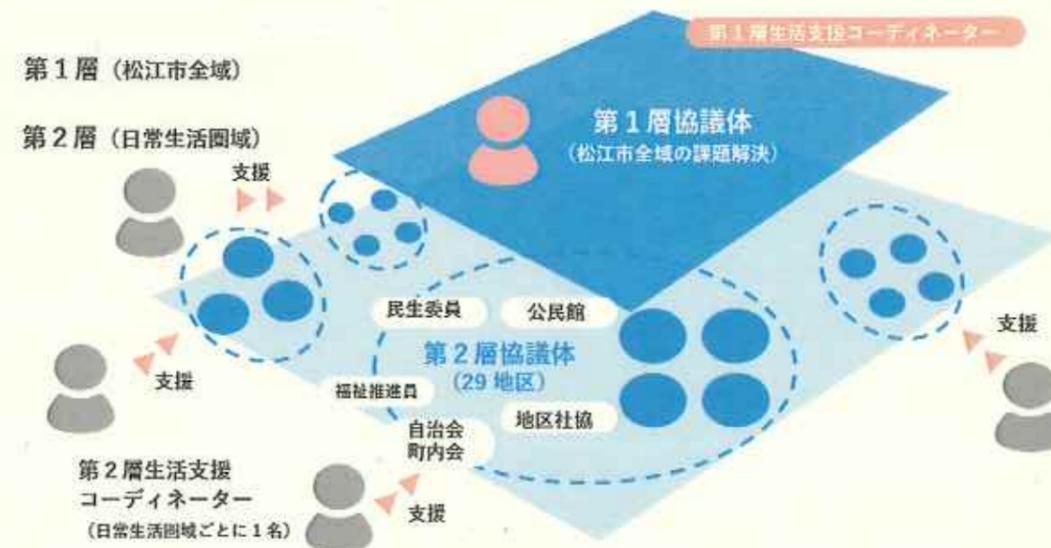
- 各地域において、高齢者の課題把握と市民や事業者の協力による生活課題の解決に向けた取り組みが継続的に実施されるよう引き続き支援します。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
第2層生活支援コーディネーターが活動支援を行った協議体数(団体)	29	29
地域ケア会議(個別回議)開催数(回)	13	14

具体的な取組み

- 【高齢者のニーズ把握・課題解決】
 - 第1層生活支援コーディネーターが圏域別地域ケア会議に参加し、第1層協議体委員と情報共有、ネットワーク化を行い課題解決に取り組めます。
 - 第2層生活支援コーディネーターによる担い手や社会資源とのマッチング等、地域への働きかけを促進します。
- 【住民主体サービスの充実】
 - 地域住民の移送ボランティア活動を支援します。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業住民主体サービス等の市民による生活支援サービスの充実、資源開発を図ります。
- 【地域課題解決能力の強化】
 - 地域ケア会議を通して、多職種連携を推進するとともに意識の共有を図り、地域の課題解決能力の向上を目指します。
 - 多様な主体が参加して情報を共有、連携する場である協議体を充実させ、包括的な生活支援体制を強化します。



*1 協議体:課題の抽出や解決に向けて、情報共有及び連携・協働による地域の支え合い体制、担い手づくりを進めるための場。

第1層協議体と第2層協議体がある。

第1層協議体…市全体にかかる共通課題や地域だけでは解決することが困難な課題等について、施策の検討等を行う。

第2層協議体…公民館区単位ごとに設置。地域における課題の抽出、解決等に取り組む。

基本施策項目

4-2 要配慮者支援の推進

現状と課題

- 松江市では 2011(平成23)年度から「要配慮者支援組織」の設置を進め、地域の見守りや防災力の強化に繋げています。
- 組織の新規立ち上げや運営にあたり支援者の担い手不足や、町内会・自治会長が1年で交代する地域では、事業の継承がしにくいことが課題となっています。

『要配慮者支援組織』がこれまでに行った活動



*出典:2021(令和3)年要配慮者支援組織 活動アンケート/171組織からの回答による

基本施策項目の方向性

- 災害時はもとより、要配慮者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくために、平常時から地域での「共助」の支え合いの仕組みを作ることを目的に、各地域の実情に応じた「要配慮者支援組織」の設置を推進します。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
要配慮者支援組織の世帯カバー率(%)	43.3	70.0

具体的な取組み

1.【説明会の実施】

- 組織設置が進んでいない地域を中心に、自治会や自主防災組織等、地域にある住民組織の役割を踏まえて、組織の目的や役割を丁寧に説明し、設置を促します。

2.【公民館区単位での組織化の提案】

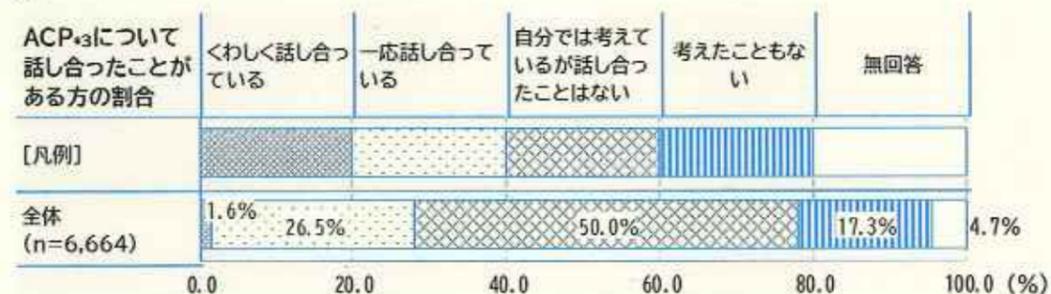
- これまでの町内会単位を基本とした組織化に加え、より大きなエリアとなる公民館区単位での組織化の提案等、地域にとって活動しやすい組織づくりの提案を行っていきます。

基本施策項目

5-① 在宅医療・介護連携の推進

現状と課題

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けていきたいと考えている一方で、要介護度が進むにつれて施設入所等を検討する比率が高くなっていきます。^{*1}
- 要支援・要介護認定率の割合は、75歳以上で35.2%、85歳以上で58.3%となっています。このことから、年齢を重ねるにつれて医療と介護を必要とする高齢者が多くなることが分かります。^{*2}
- 今後、複数の慢性疾患や、医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の増加が見込まれるため、かかりつけ医機能を十分に理解した上で、自らが適切に医療機関を選択できるよう、地域住民に対して医療機能等に関する情報提供を充実させる必要があります。
- 人生の最終段階の医療・療養について、ご家族等や医療・介護関係者等と話し合った方は 28.1%にとどまり、自分では考えているが話し合ったことはない方が 50.0%と多くを占めています。自らが希望する医療やケアを受けるためには、前もって周囲の信頼できる方々と、本人の希望を共有しておく必要があり、それを支える関係者が切れ目なく本人の意向を実現する仕組みづくりが必要です。



*出典：松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2022(令和4)年度調査)」

基本施策項目の方向性

- 医療と介護の連携した取組みが求められる①入退院時の支援、②日常療養の支援(訪問診療・往診、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導等)、③急変時の対応、④在宅での看取りの4つ場面において、高齢者やその家族の望む場所で療養生活が続けられるよう、多職種連携の強化を推進します。
- 医療機関と在宅医療・介護の関係者が連携し、入院時から退院後の生活を見据えスムーズに移行できるように支援します。
- 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療・介護情報の収集・提供等を一体的に実施するよう努めます。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
ACPについて話し合った方の割合(%)	28.1	40.0
介護サービスを在宅で受けながら生活できると考えている方の割合(%) ^{*4}	73.2	80.0

具体的な取組み

- 【日常診療生活の支援：医療連携推進コーディネーター等と連携した在宅医療の理解の推進】
 - 医療連携推進コーディネーターとともに、病院や診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業所等と連携を図り、在宅医療と介護連携の課題を共有し、解決に向けた対応策の検討を行い、改善に向けた取組みを進めます。
 - 地域住民自らが適切に医療機関を選択できるよう、地域の医療・介護等の社会資源の情報提供の充実を図ります。
- 【日常診療生活の支援：在宅医療・介護連携支援センターによる普及啓発推進】
 - 在宅医療・介護連携支援センターによる地域の医療・介護資源の把握、情報共有支援、相談支援、医療・介護者向け研修を支援します。
 - 日頃から在宅医療や介護等への理解を深めるため、在宅医療・介護あんしんガイドや終活支援ノート等を活用した地域住民向けの普及啓発を図ります。
- 【入退院時の支援：多職種連携による入退院支援の充実】
 - 退院後の生活の場が本人の希望するものになるよう、入退院支援に携わる医療・介護関係者等の研修等の充実を図ります。
 - 在宅医療・介護関係者間の円滑な情報共有を図るため、様々な情報共有ツール(入退院ガイドライン等)の普及と、活用を促進を図ります。
- 【急変時の対応：日頃から医療・介護・救急(消防)の円滑な連携の促進】
 - 在宅等で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする高齢者の急変時にも、本人の意思が尊重された対応が行われるよう、医療・介護・救急(消防)の連携を促進します。
- 【看取りへの支援：アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の普及啓発】
 - 自らが希望する医療やケアを受けるために、関係機関とともに ACP の普及啓発に取り組めます。
 - 人生の最終段階に関する医療やケアに関する ACP や看取りについて、終活支援ノート等を活用した市民講座(出前講座)を行い、普及啓発を図ります。

*1 出典：松江市「在宅介護実態調査(2022(令和4)年度調査)」。

*2 出典：地域包括ケア「見える化」システム(2022(令和4)年時点)。

*3 アドバンス・ケア・プランニング(ACP)：人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組み(愛称：人生会議)。

*4 松江市「在宅介護実態調査(2022(令和4)年度調査)」の「施設等入居を検討していない」と回答した割合。

基本施策項目

5-2 地域リハビリテーション活動の推進

現状と課題

- 介護保険のリハビリテーションは、生活期のリハビリテーション^{*1}として重要な役割を担っています。
- 「生活機能」の低下した高齢者に対しては、自身が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素に働きかけ、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。
- 生活期のリハビリテーションでは、通所や訪問などのサービス利用や住民主体の通いの場への参加も重要であり、リハビリテーション専門職のみならず、多職種で連携して取り組む視点が必要です。
- 人口10万人当たりのリハビリテーション事業所^{*2}数を見ると、松江市は全国よりも多くなっていますが、受給者1人当たりの利用日数・回数は全国平均より低いという結果が出ています。^{*3}

			全国	島根県	松江市
事業所数	訪問リハビリ(人口10万人当たり)	事業所数	4.5	7.8	7.0
	通所リハビリ(人口10万人当たり)	事業所数	6.7	8.1	7.0
利用率	訪問リハビリテーション	(%)	1.93	3.68	2.90
	通所リハビリテーション	(%)	8.57	7.35	7.45
	介護老人保健施設	(%)	5.15	5.14	3.57
	介護医療院	(%)	0.55	1.44	1.90
利用日数	訪問リハビリテーション(受給者1人あたり)	日・回数	11.7	10.1	10.2
	通所リハビリテーション(受給者1人あたり)	日・回数	5.9	5.2	5.0

*出典:地域包括ケア「見える化」システム2021(令和3)年度

基本施策項目の方向性

- 「心身機能」「活動」「社会参加」にバランスよく働きかけるリハビリテーションの推進を図ります。
- 支援が必要な状況が生じた場合でも、専門的支援を早期に受けることで、もとの自立した日常生活が送れるよう、地域リハビリテーションのさらなる推進を図ります。
- 通いの場におけるリハビリテーションの啓発を推進します。
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係医療機関、介護支援専門員協会、しまねリハビリテーションネットワーク等の連携強化を図ります。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
新規要介護(支援)認定者の平均年齢(歳)	82.0	82.5
訪問型サービスC利用件数(件数)	40	80

具体的な取組み

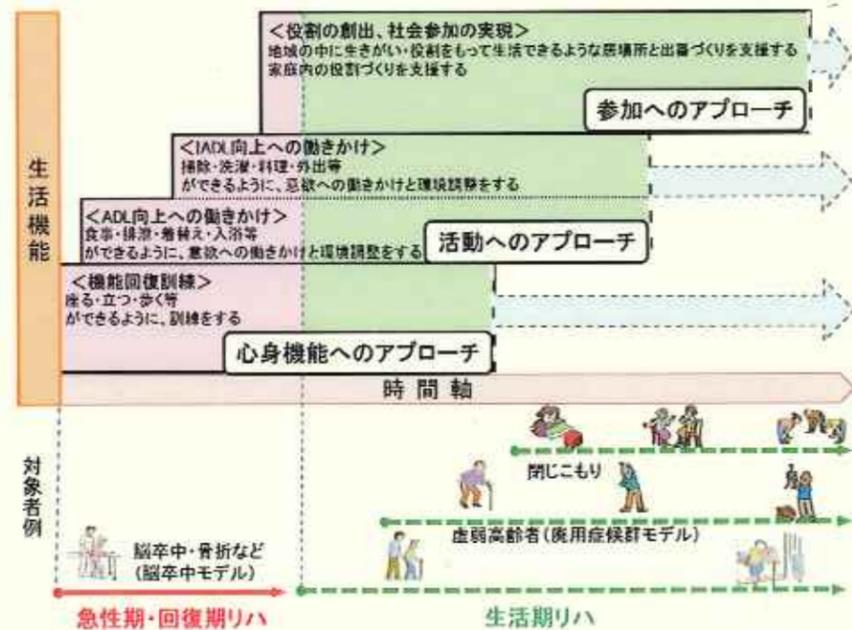
1.【生活機能の改善に向けたリハビリテーションの活用推進】

- 多様な状態像に応じて、訪問・通所リハビリテーションや短期集中型サービス等を活用することにより、生活機能の向上を図り、生活機能の維持・改善に繋がります。
- 住民主体の通いの場への、リハビリテーション専門職の派遣を行い、自立支援などに関する啓発を行います。
- 事業所の介護職員やケアマネジャーへのリハビリテーション専門職の派遣を行い、地域のリハビリテーションの向上を図ります。

2.【多職種の協働のための連携強化】

- ケアマネジャーがリハビリテーションの効果を実感し、利用者にとって効果的な生活期のリハビリテーションをケアプランに取り入れられるよう、ケアマネジャーとリハビリテーション専門職との連携強化を支援します。
- リハビリテーション医師会、介護支援専門員協会(ケアマネ協会)、しまねリハビリテーションネットワークとの連携強化に向けた取組みを支援します。

高齢者リハビリテーションのイメージ



*出典:国際機能分類を基に厚生労働省老健局老人保険課が作成した資料

*1 生活期のリハビリテーション:着替えやトイレなど日常生活で行う活動をリハビリテーションと捉え、日常生活動作を自力でできるように効果的に支援する方法。
*2 リハビリテーション事業所:訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、介護老人保健施設、介護医療院。
*3 出典:地域包括ケア「見える化」システム2021(令和3)年度時点。

基本施策項目

5-3

多職種連携による生活支援

現状と課題

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等地域における医療と介護の関係者の緊密な連携が求められています。
- 調査では、介護が必要になった方で、施設等への入所を検討していない方の割合は73.2%で、多くの方は自宅等での生活を希望していることが分かります。一方で、自宅等での生活が難しくなっている理由では、「認知症の症状の悪化」が53.7%、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が52.9%、「必要な身体介護の増大」が47.5%と大きな理由になっています。*1
- 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、日常生活圏域毎に地域住民、地域にある医療や介護関係者、行政等による多職種連携会議を開催しています。
- 個人の状態改善や自立支援・重度化防止の対応策を検討するため地域ケア会議を開催しています。



*出典:「松江市在宅医療・介護あんしんガイド」より

基本施策項目の方向性

- 医療機関と在宅医療・介護の関係者が連携し、入院時から退院後の生活を見据えスムーズに移行できるように支援します。【再掲】
- 各地域において、地域住民、医療、介護等の関係者が連携し、地域課題の共有や解決に向けた取り組みを推進します。
- ケアプランの見直しやケアマネジャーのスキルアップ、また困難事例の解決に繋げるため、多職種が連携して個別事例の検討を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
多職種連携会議開催(か所数)	7	8

具体的な取組み

- 1.【多職種による入退院支援の充実】
 - 退院後の生活の場が本人の希望するものになるよう、入退院支援に携わる医療・介護関係者等の研修等の充実を図ります。【再掲】
- 2.【医療・介護関係者向けの研修支援】
 - 在宅医療・介護連携支援センターによる地域の医療・介護資源の把握、情報共有支援、相談支援、医療・介護者向け研修を支援します。【再掲】
- 3.【多職種連携会議の開催支援】
 - 各日常生活圏域、また地域ごとに、地域住民、医療、介護等の関係者が会議や研修等を通して、地域課題の共有や解決に向けた取組みを支援します。
 - 地域で開催されている地域ケア会議や協議体等、他の会議と連携して、地域課題の共有や解決に向けた取組みを支援します。
- 4.【個人の状態改善や自立支援・重度化防止の取組み推進】
 - 地域ケア会議を通じて、医療や介護等の多職種が連携し、ケアプランの見直しや個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの実践力の向上に努めます。
 - 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等を評価する評価会議を開催します。

*1 出典:松江市「在宅生活改善調査(2022(令和4)年度調査)」。

基本施策項目

給付適正化(ケアマネジメント機能強化)

6-1

の推進

現状と課題

- 介護を必要とする高齢者に適正なサービスを過不足なく提供するためにも、持続可能な介護保険制度の構築に向け、給付適正化の取組みは重要です。
- 給付適正化を図ることで介護保険制度への信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度に繋がることを、保険者・事業所が共に理解し、両輪で取組んでいくことが求められます。
- 松江市においては、厚生労働省の定める主要5事業(要介護認定適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合^{*1}、介護給付費通知)の取組みを通じ、保険者としてのケアマネジメント機能強化も図っています。



基本施策項目の方向性

- 給付適正化における主要5事業に重点的に取組むとともに、島根県国民健康保険団体連合会から送付される「縦覧点検・医療情報との突合」の結果を活用及び分析し、年度ごとに集中的な取組みを計画します。
- サービス提供状況と介護報酬請求実績、加算取得状況や利用者の状態像等を突合することで、必要に応じて個別の事業所に対し随時、請求状況の再確認や指導を行います。
- 事業所向け集団指導や運営指導の場を活用し、給付適正化の周知及び徹底を図ります。
- 縦覧点検・医療情報との突合内容分析や、事業所からの各種届出の確認・審査を通じ、周知及び徹底が必要な内容について、ケアプラン点検やケアマネジャーに向けた研修を効果的に実施します。
- 住宅改修・福祉用具購入について、事前・事後届の内容審査を徹底し、利用者本位の住宅改修や福祉用具の有効利用、事業所の資質向上を図ります。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
給付適正化(ケアマネジャー)研修会の参加人数(人/1回)	149	150
住宅改修・福祉用具購入利用者宅の現地調査(回/年)	8	10
軽度者に対する福祉用具貸与 ^{*2} の再点検(回/年)	0	1

具体的な取組み

1.【ケアプラン点検の実施】

- 介護支援専門員協会や地域包括支援センターと連携したケアプラン点検を実施し、居宅介護支援事業所等のケアマネジメント機能を強化します。

2.【給付適正化(ケアマネジャー)研修会の開催】

- 利用者が真に必要なサービス確保やケアマネジャーの資質向上を図るため、ケアマネジャーに向けた給付適正化研修会を開催します。

3.【住宅改修・福祉用具購入利用者宅の現地調査】

- 「住宅改修が必要な理由書」と利用者の状況、図面や写真等との整合性を審査し、疑義のあることについては事業所ヒアリングや現地調査、利用者への聞き取りを実施します。

4.【給付費通知の送付】

- サービス利用者に対し、利用サービス内容と費用総額等をお知らせすることで、請求誤りや不適切なサービス提供の発見・抑止を図ります。

5.【軽度者に対する福祉用具貸与の再点検】

- 島根県国民健康保険団体連合会より送付される「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」と事前届の突合を行い、適正な用具の利用と請求管理徹底を図ります。

6.【縦覧点検・医療情報との突合の活用による事業所への重点指導】

- 事業所の請求内容や傾向を把握し、疑義のある事業所へ随時、個別に請求状況の確認や指導を行うとともに、集団指導や研修会等での事例共有により、事業所全体の適正なサービス向上に繋がります。

*1 縦覧点検・医療情報との突合:過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求内容や各事業所の請求・算定内容等を確認して整合性の点検を行うもの。島根県国民健康保険団体連合会の審査結果に基づき、事業所及び保険者が必要に応じて請求誤り等の過誤・再請求を行うことで、給付適正化を図ることを目的としている。

*2 軽度者(要支援・要介護1の方)に対する福祉用具貸与:状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目(対象外種目)が定められている。ただし軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目について例外的に給付することができる。

基本施策項目

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のサービスの質の向上

6-2

現状と課題

- 松江市内には、島根県内のサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の供給戸数の約62%(2022(令和4)年8月1日時点)が建設されています。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、その多くが介護保険サービス事業所を併設しています。
- 併設する介護サービス事業所については、その利用者に対し、必要なサービス提供が適切に行われているか確認、指導を行うことが必要です。
- サービス付き高齢者向け住宅の入居率は平均80%(2022(令和4)年7月1日時点)であり、介護サービスが必要となった高齢者や、ひとり暮らしが困難となった高齢者等にとって、住まいの選択肢の一つとなっていると考えられています。入居を検討する高齢者に対し、事業者から適正な説明を行っているか、今後も監査指導等の機会において継続的に状況把握が必要です。

■有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の整備数

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
有料老人ホーム	施設数	19	23	26	29	31	33	35	34	34	35
	定員数	588	692	773	848	889	1,040	1,147	1,081	1,091	1,141
サ高住	施設数	16	19	24	25	28	28	29	30	33	33
	戸数	555	639	781	807	960	960	1,206	1,256	1,443	1,443

*有料老人ホーム: H25-H29 島根県調べ H30-R3 松江市福祉総務課調べ R4 松江市健康福祉総務課調べ

*サ高住: 松江市住宅政策課調べ

基本施策項目の方向性

- 利用者(入所者)が安心して生活できるように、監査指導を通じて適切なサービス等が提供されているか確認します。
- 併設する介護保険サービス事業所で利用者が真に必要なサービスが提供されているのか、ケアプラン点検と連携し継続的なチェックを行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
有料老人ホーム(サ高住含む)の監査指導件数(2022(令和4)年度からの累計)(件)	10	68

具体的な取組み

1.【適切な運営となるための指導】

- 定期的に松江市の指針に基づいたケアプラン点検を重点的に実施し、必要に応じて監査指導を行います。
- 高齢者向け住宅を所管する部署とも連携し、施設運営事業者からの質問・相談に対応しながら適正な運営となるように促していきます。
- 利用者・従業者等からの苦情・通報に対し、任意調査や監査指導等を実施したうえで事業者に改善を求め、より適切な運営となるように指導します。
- 厚生労働省基準省令に基づき2024(令和6)年度から義務となる項目*1 について施設に周知し、実施状況を監査指導において確認していきます。

*1 有料老人ホーム・サ高住において2024(令和6)年度から義務となる項目:

- ・業務継続計画の策定及びそれに基づく訓練の実施。
- ・食中毒及び感染症の発生を抑制する取組みに関する委員会の設置、指針の整備、研修・訓練の実施。

基本施策項目

6-3

要介護認定適正化の推進

現状と課題

- 今後、要介護認定の申請者数の増加に備え、要介護認定を速やかかつ、適正に実施するために要介護認定までの日数短縮の取組みを一層推進していく必要があります。
- 2022(令和4)年度の上半期では、要介護認定の申請(新規、更新、区分変更)から認定までの平均日数が、松江市は39.0日で全国平均38.3日と比較し0.7日長くなっています。
- 要介護認定の根幹となる認定調査について、各種研修会の実施等により資質向上を図っています。全国一律の基準に基づき、公正かつ的確な調査実施が必要です。

■申請から認定までの期間

	松江市	鳥根県	全国
平均値(日数)	39.0	37.9	38.3

集計対象期間:2022年(令和4)年4月1日申請~2022(令和4)年9月30日申請分

*出典:厚生労働省 要介護認定適正化事業【業務分析データ】

基本施策項目の方向性

- 要介護認定の申請から認定までの日数が長期化する要因を分析し、日数を短縮します。
- 公平・公正かつ的確な認定を行うため認定調査員の資質向上に取り組めます。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
申請から要介護認定までの平均期間(日)	39.0	37.0
認定調査員との定期連絡会の実施(回)	2	6

具体的な取組み

- 1.【要介護認定平準化のための認定審査委員会委員・主治医・認定調査員の研修実施】
 - 全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に要介護認定を実施する必要があるため、各種研修会を実施します。
- 2.【認定調査員との連携】
 - 認定調査項目の基準の統一化、判断に迷う事例等について、松江市との連絡会の場を定期的な設け、認定調査員の資質向上を図ります。
- 3.【関係機関との要介護認定の仕組みを共有】
 - 現状で介護サービスを利用していない被保険者の要介護認定申請の必要性を検討してもらうため、医療機関のほか居宅介護支援事業所等の関係機関と意見交換を実施します。
 - 長期入院者の更新申請のあり方を検討し、医療機関との連携を図りながら適切なタイミングでの申請に繋がります。
- 4.【認定審査会のICT活用】
 - 国においても認定審査会の業務効率化の観点から、新型コロナウイルス感染症の状況を問わず継続することが適当であると示されていることから、オンラインを活用した審査会を継続します。(参考:2023(令和5)年6月現在:オンライン参加77.3%)
- 5.【未受給者への介護予防事業の取組み周知】
 - 要介護認定更新時において、未受給者へ介護予防事業の周知に取り組めます。

基本施策項目

7-① 属性や世代を問わない相談支援

現状と課題

- 8050問題^{*1}やダブルケア^{*2}等地域住民の抱える生活課題は複雑化・複合化しています。
- 法律や制度の狭間で適切な支援を受けられず、孤立する住民が潜在しています。

ふくしなんでも相談所^{*3}における年代別相談件数



ふくしなんでも相談所における相談内容



*出典：松江市社会福祉協議会調べ(2022(令和4)年度)

基本施策項目の方向性

- 全ての世代、全ての方を対象とした身近な相談窓口として開設しているふくしなんでも相談所窓口の設置を進め、住民により身近なエリアで地域のさまざまな相談をワンストップで受け止めます。
- 福祉、医療、住宅、司法、教育等の多機関と連携し地域住民が抱える課題に包括的に対応するための体制を強化します。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
ふくしなんでも相談所(サテライト含む)設置数(か所)	47	59

具体的な取組み

1.【相談体制の充実】

- 住民により身近な相談窓口の設置を進め、相談を受け止めるため、市内の社会福祉法人・薬局と連携し、日常生活圏域ごとにさらに2か所程度、当該施設内にふくしなんでも相談所窓口を開設します。
- 月に1回、市内29公民館ごとに「出張ふくしなんでも相談所」を開設し、各地域の福祉活動を行う民生児童委員、福祉推進員、ボランティア等と連携することで身近に相談を受けとめる場を作ります。
- 地域包括支援センターの適切な人員配置と実践力向上に努めます。また、早期の相談・支援に繋げるため、相談窓口の周知強化を図ります。

2.【重層的支援体制整備事業^{*4}の実施】

- 単独の相談支援機関では対応が困難な事例については重層的支援会議において多機関と連携し、オーダーメイドの支援プランを作成する等、課題の解決を図ります。
- すぐに支援につながらない方へのアウトリーチ^{*5}を継続的にを行います。
- 社会的な孤立を防ぐため、居場所づくりの支援を行います。

3.【セーフティーネット会議の開催】

- 福祉、医療、住宅、司法、教育等多機関のネットワークで構築する会議により、あらゆる生活課題に関係機関が包括的に対応する取組みを進めます。

*1 8050問題：子どもの引きこもりが長期間にわたり続いた結果、「80代」の親が「50代」の子どもを経済的に支える状態となり、生活が困窮していくという問題。

*2 ダブルケア：育児期にある方(世帯)が親の介護も同時に担うこと。

*3 ふくしなんでも相談所：松江市社会福祉協議会が設置する身近な相談(悩みごと)を総合的にサポートする相談所。

*4 重層的支援体制整備事業：地域住民の複雑化複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、既存の分野別(介護、障がい、子ども、生活困窮)事業に新たに分野横断的な取組みを加えて「相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

*5 アウトリーチ：地域で孤立し、公的な援助に結びついていない方々を発見し、支援や情報提供を実施する、専門職が出向く形の相談方法。

共生型サービス¹⁾の普及・推進

現状と課題

- 障がいのある方が65歳になった後も慣れ親しんだ事業所で継続してサービスを受ける制度として、共生型サービスの普及・促進があります。
- 厚生労働省の調査²⁾によると、共生型サービスの指定を受けている事業所が指定申請した理由・目標として、「65歳を迎える利用者が継続利用できるようにするため」との回答が最も多く、事業所側も共生型サービスの必要性を感じています。
- 2023(令和5)年4月現在、松江市の共生型サービスの指定を受けている事業所は1か所あり、今後障がいのある方の高齢化も進行し、65歳以上の障がいのある方も増加していくことが考えられることから、更なる事業所の増加が必要です。

基本施策項目の方向性

- 障がいのある方が65歳になった後も使い慣れたサービスを利用し続けられるよう、既存の事業所に対し共生型サービスについて周知し、普及を推進します。
- 事業所に対し、共生型サービスの申請が円滑に行われるよう、情報提供や必要な手続きの支援を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
共生型サービスの指定を受けている事業所数 (か所)	1	3

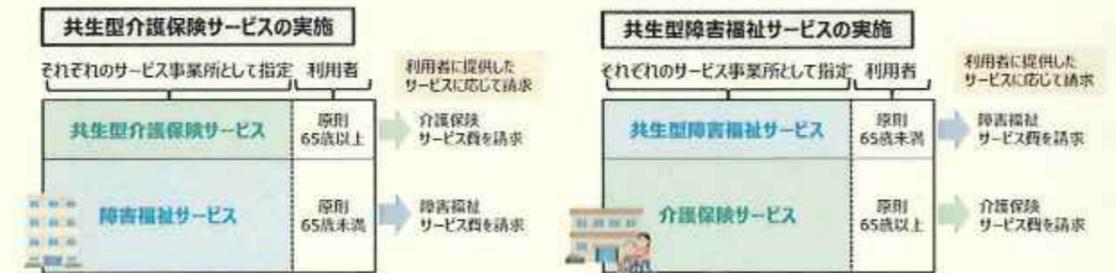
具体的な取組み

1.【共生型サービスに関する周知】

- 事業所に対し共生型サービスの内容、取組むメリットや先進的取組事例について周知し、制度の普及啓発を行います。
- 共生型サービスに関する基準や指定申請の手続き等、より具体的な説明資料を作成し広く示すことで事業所の理解を深めます。

2.【適切な運営となるための指導】

- 事業所から共生型サービスの指定申請について相談があった場合は、その事業所が指定を受けることができるよう相談に対応し、申請に向け支援していきます。
- 指定申請の手続きに関する資料を作成し、指定申請に向け事業所の理解が深まるよう支援していきます。



*出典:厚生労働省「HP「共生型サービスの実施イメージ」

*1 共生型サービス:介護保険または障がい者福祉のいずれかの訪問系・通所系・短期入所系のサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における訪問系・通所系・短期入所系のサービスの指定も受けやすくする制度。

*2 厚生労働省の調査:2020(令和2)年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」報告書

基本施策項目

7-3 成年後見制度の利用促進

現状と課題

- 認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理はもとより身上監護や意思決定を支援するために成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。
- 2021(令和3)年7月に、成年後見制度の中核機関として「松江市権利擁護推進センター」を設置しました。当センターでは、5つの機能を整備し、地域連携ネットワーク¹⁾の構築や成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。
- 認知症高齢者の増加等により、成年後見制度を必要とする方が今後さらに増えることが見込まれており、制度の担い手である後見人等の不足が課題となっています。

<中核機関の機能>

I 広報

- ・市民公開講座・出前講座の開催
- ・パンフレットや広報紙の作成・配布

II 利用促進

- ・受任者調整会議の開催
- ・担い手育成(市民後見人等養成講座の開催)
- ・家庭裁判所との連携

III 相談

- ・相談窓口の設置

IV 後見人等支援

- ・後見人等支援チーム会議の開催

V 不正防止

- ・I～IVの体制整備による不正の未然防止・早期把握



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクター
まむるくん

基本施策項目の方向性

- 権利擁護支援が必要な方が適切に相談支援に繋がるよう、広報・啓発活動に取り組む必要があります。
- 後見人等の担い手として、市民後見人等の育成を行う必要があります。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
市民後見人等候補者バンク ^{*2} 登録者数(人)	19	27

具体的な取組み

1.【権利擁護推進センター機能の充実】

- 市民講座・講演会等の開催や、機関紙の発行を通じて広報・啓発活動を行います。
- 市民後見人等の担い手確保に繋げるため、市民後見人等養成講座を開催し、市民後見人等候補者バンク登録者数の増加を目指します。
- 地域連携ネットワークの協議会としての役割を担う「松江市セーフティーネット会議権利擁護部会」を開催し、権利擁護支援が必要な方を包括的に支援する体制を構築します。

2.【市長申立制度の活用】

- 親族の協力を得られない場合は、市長が審判の請求を行う市長申立制度を活用します。

3.【後見人等の報酬助成制度の活用】

- 経済的な理由により制度の利用が困難な場合は、後見人等の活動に対する報酬の助成を行うことで制度の利用を促進します。

開所式の様子



*1 地域連携ネットワーク:地域の社会資源をネットワーク化し、地域において相談窓口を整備するとともに、支援が必要な方を発見し、適切に支援に繋げる地域連携の仕組み。

*2 市民後見人等候補者バンク:松江市社会福祉協議会(松江市権利擁護推進センター)が実施する講座を受講・修了し、所定の実務経験を6か月以上積んだ後、市民後見人等として活動する意思のある方が登録する制度。

基本施策項目

7-4

高齢者虐待防止の取組み推進

現状と課題

●養護者*1による高齢者虐待において、虐待の通報・相談件数は依然として多くあります。

■地域包括支援センターへ的高齢者虐待の相談・通報件数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通報件数	41	61	58	64
虐待認定件数	32	31	18	37

■虐待種別件数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体的虐待	18	22	11	29
介護・世話の放棄・放任	4	2	3	1
心理的虐待	16	12	7	7
性的虐待	0	0	0	0
経済的虐待	3	6	4	5

●複雑・多様化する問題についての相談体制の強化、高齢者施設従事者に対する研修等を通じて、予防や再発防止への取組みを進める必要があります。

基本施策項目の方向性

- 関係機関が連携して高齢者及び養護者の支援を行い、在宅における高齢者虐待の予防及び再発防止を図ります。
- 高齢者施設及び従事者による高齢者虐待防止に向けて積極的に取組むための支援を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
高齢者虐待防止研修会参加事業所数(か所数)	82	100
虐待防止のための従事者に対する研修を行っている介護施設、事業所の割合(%)	0	100

具体的な取組み

1.【養護者による虐待防止の推進】

- 虐待予防のため、高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や相談窓口の周知に努めます。
- 養護者のおかれた状況を確認し、介護負担やストレスの軽減を図る取組みを行う等、養護者への支援を図ります。
- 地域での虐待の早期発見及び早期解決に向け、地域ケア会議での困難事例の検討を推進します。

2.【高齢者施設従事者による虐待防止の推進】

- 高齢者施設従事者向けの虐待防止研修を実施し、権利擁護の推進を図ります。
- 虐待防止に関する、高齢者施設の対応状況を運営指導等で確認し、適切に行われるよう指導を行います。

3.【連携協力体制の強化】

- 虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、地域包括支援センター、警察、介護事業者、医療機関、見守りネットワーク協力事業所等の関係機関との連携体制の充実に取組みます。

*1 養護者：高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者。金銭の管理、食事や介護等の世話、自宅の鍵の管理等、何らかの世話をしている方(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)。

基本施策項目

8-①

業務継続計画整備支援

現状と課題

- 2024(令和6)年4月1日から各介護サービス事業所・施設において業務継続計画の策定が厚生労働省基準省令に基づき義務化されました。
- 合わせて、計画に基づく訓練等の実施も義務化されていることや、定期的な見直しが必要であることから、策定した計画を各事業所において、より実効性のあるものとしていくことが必要です。

■業務継続計画とその他防災に関する計画等との違い

名称	目的	対象施設	備考
業務継続計画(BCP)	災害や感染症発生時に、業務を停止することなくサービス提供を継続する(あるいは一時的に休止しても可能な限り早期再開する)ことを目的とする	全事業所において義務化(2024(令和6)年4月以降)	
非常災害計画	非常災害発生直後に利用者、職員の安全を確保すべく、初期対応、救助、避難等を迅速に行うことを目的とする	施設数及び一部の事業所において義務化	一体的に作成することが可能
避難確保計画	非常災害発生直後に利用者、職員が安全に避難等できるように具体的な避難計画を定めることを目的とする	浸水想定区域、土砂災害計画区域、津波浸水想定内に所在し、市が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設において義務化	

基本施策項目の方向性

- 市内の介護事業所・施設が策定した業務継続計画やそれに基づく訓練の実施等について、運営指導において確認します。
- 計画見直しや研修・訓練の実施に関連する各種情報を、集団指導や説明会等において介護事業所・施設に提供します。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
業務継続計画に関する介護事業所・施設向けの説明会の開催回数(2023(令和5)年度からの累計)(回) ※集団指導での実施を含む	0	4

具体的な取組み

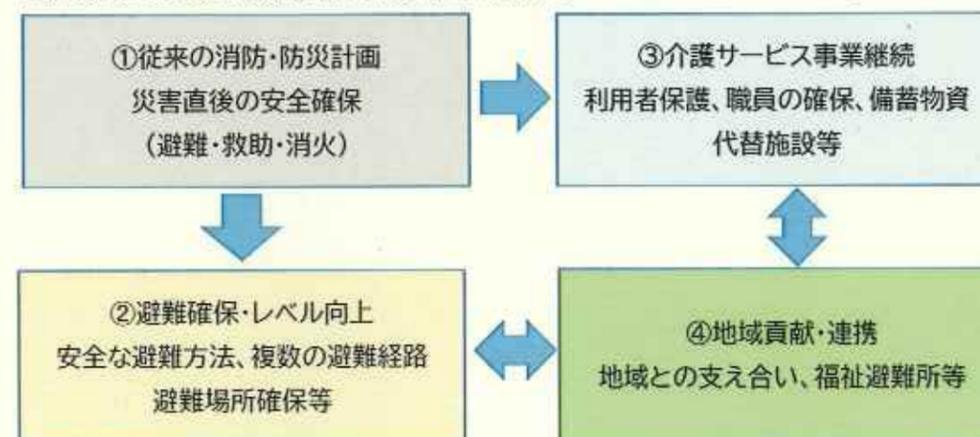
1.【実効性ある業務継続計画の整備】

- 事業所・施設に対する運営指導において、業務継続計画について確認するとともに、定期的な見直しの実施状況、訓練の実施状況について確認し指導します。

2.【計画整備に必要な情報提供の実施】

- より実効性のある計画となるよう、国・県等関係機関とも連携し、必要な情報を各事業所・施設に提供することで、既に作成している計画の見直し作業を促します。
- 訓練の実施について、参考となる事例等を各事業所・施設に情報提供します。

■防災計画と業務継続計画(自然災害)との関わり



*出典:厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

災害・感染症対策支援

現状と課題

- 近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、全国で高齢者施設が被害を受ける例が見られます。
- また新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、日常的な感染症対策は高齢者施設にとって不可欠なものとなっています。
- 災害や感染症等のリスクに対し、各事業所・施設は日頃からの対策や備え、訓練等を行っておくことが必要です。

基本施策項目の方向性

- 市内介護事業所・施設が自然災害や感染症等のリスクに対し平常時から対策を講じられるよう、普及啓発を行います。
- 必要な訓練の実施が定期的に行われているか確認、指導します。
- 事業所・施設が緊急時に必要な支援を受けることができるよう、関係機関で連携体制を構築します。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
非常災害時または感染症の予防・まん延防止に必要な訓練実施に関する事業所・施設向け研修会の開催回数(2024(令和6)年度からの累計)(回)	0	3

具体的な取組み

1.【訓練・研修の実施】

- 介護施設においては非常災害時における訓練、および感染症の予防及びまん延防止のための訓練が厚生労働省基準省令に基づき義務化された^{*1} ことを受け、各訓練の実施状況について運営指導等において確認し指導します。
- 訓練の実施について、参考となる事例等を各事業所・施設に情報提供します。また可能な限り地域住民が参加する形で実施するよう、各施設に周知・啓発します。

2.【自然災害への備え】

- 介護事業所・施設と連携を密にし、日頃から避難路や緊急時連絡体制の確認を行うよう各施設に促します。
- 災害発生時に必要な備蓄品の準備等を行っておくよう、施設に啓発・指導を行います。
- 「消防計画」「非常災害時対応マニュアル」等、各施設が必要な計画等を策定しているか確認し指導します。

3.【感染症対策】

- 感染に備えて、各介護事業所・施設が平時から医療機関との連携体制を確保しておくよう促します。
- 保健所、島根県、協力医療機関等、各関係機関との連携を強化し、事業所・施設において感染が拡大した際に、物資の調達、人員の確保、衛生管理の指導等、必要な支援を速やかに受けられるよう、体制を構築します。
- 各施設において感染対策委員会の開催や指針の策定等、運営基準上必要な取組みを行っているか運営指導において確認します。

*1 介護施設において災害・感染症に関し義務化されているもの。

・非常災害に備えた避難・救出・その他必要な訓練の実施。

・感染症の予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備、および研修・訓練の実施。

・業務継続計画の策定及び職員への周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施、計画の定期的な見直し。

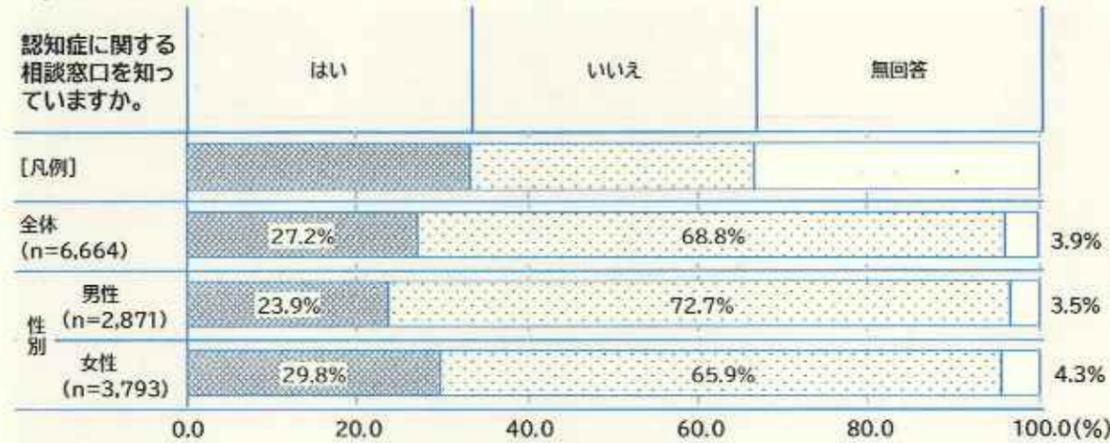
基本施策項目

9-1

本人・家族への支援

現状と課題

- 在宅で介護を主に行っている家族介護者が最も多く感じる不安要因は「認知症への不安」で、30.2%を占めています。^{*1}一方で、認知症に関する相談窓口を知っている方は全体の27.2%に留まっています。^{*2}認知症の方やその家族が適切な支援に繋がるよう、相談窓口の周知を強化する必要があります。



*2 出典:松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2022(令和4)年度調査)」

- 2022(令和4)年10月末時点の要介護認定データにおいて、松江市の認知症(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上)^{*3}の方は7,905人となっています。今後、高齢者の増加に伴い一層の増加が見込まれます。認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の方の社会参加の機会を確保することが重要です。

基本施策項目の方向性

- 早期相談・早期対応に繋げるため、認知症に関する各種相談窓口の周知を強化します。
- 認知症の方や家族が地域で孤立することがないよう、交流できる通いの場の拡充に努めます。
- 認知症の方が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の方の社会参加の支援を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
認知症に関する相談窓口を知っている割合(%)	27.2	30.0
認知症カフェ設置数(か所)	8	10

具体的な取組み

1.【早期相談・対応への取組み推進】

- 早期相談・対応に繋げるため、市報やホームページ、SNS等を活用し、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の具体的な相談窓口の周知を推進します。
- 関係機関と連携し、認知症と診断された方が、適切な相談窓口や支援に、早期に繋がる仕組みづくりを進めます。

2.【支援体制の充実・強化】

- 家族の会等の紹介、認知症カフェ立ち上げの推進等、認知症の方とその家族が相談・交流できる場の拡充を行います。
- 認知症地域支援推進員が中心となり、認知症疾患医療センター、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症専門医療機関、認知症初期集中支援チームとの連携を強化し、認知症の方や家族への積極的な支援を行います。

3.【認知症の方の社会参加支援】

- 認知症の方に認知症カフェ等の交流の場への参加を促す、就労を支援する等、社会参加の機会を確保することで、孤立や症状進行の予防に繋がります。

表1 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする。	
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行動等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

*1 出典:松江市「在宅介護実態調査(2022(令和4)年度調査)」。

*2 出典:松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2022(令和4)年度調査)」。

*3 表1 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準参照。

現状と課題

- 2022(令和4)年10月現在の要介護認定データにおいて、認知症重度(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上)の方は2,269人となっており、今後、高齢者の増加に伴い一層の増加が見込まれます。地域の見守り体制を強化し、認知症による行方不明高齢者(2022(令和4)年度に松江市で22人発生)の対策を行う必要があります。
- チームオレンジ*1は市内(乃木地区)で1か所開設されており、認知症カフェ等の活動を通じた支援が行われています。

基本施策項目の方向性

- 認知症の方が、地域において安全にかつ安心して日常生活を営むことができるよう、見守り体制の強化を図ります。
- 認知症の方が「生きがい」や「希望」を持って暮らすことができるよう、認知症の方が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保を行います。
- 認知症の方や家族のニーズにあった支援ができるよう、地域での支援体制(チームオレンジ)の構築を推進します。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
見守りネットワークの協力事業者数(事業者)*2	282	330
見守りシール*3利用登録者数(人)	96	300
チームオレンジ設置数(か所)	1	3

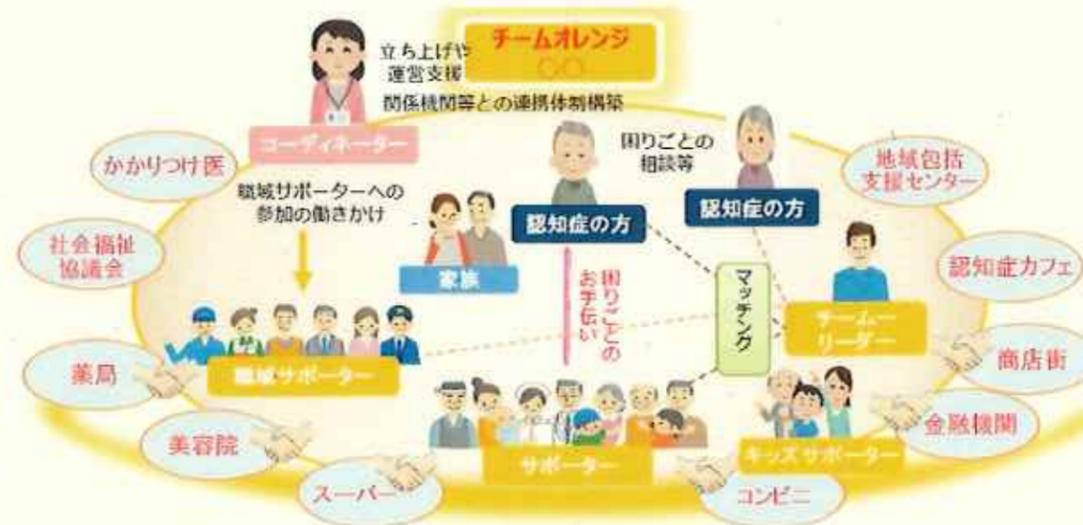
具体的な取組み

1.【見守り体制の強化】

- 民間事業者や地域住民等で構成する「見守りネットワーク」の拡充により、地域の認知症の方を含む高齢者を必要な支援に繋げる見守り活動を推進します。
- 見守りシールの拡大のため、対象の方への家族や関係機関へ利用登録を働きかけます。また、シールの効果を発揮するため、市民にシールの意味や機能についての周知を図ります。
- 認知症の方やその家族の支援ニーズに合った支援を行うチームオレンジを拡充するため、地域での活動を希望する認知症サポーターの活用を促進します。

2.【本人発信支援】

- 認知症カフェ等の交流の場や日常の支援を通じて、本人の意見を把握することで、認知症の方自身の視点を、認知症施策に反映するように努めます。
- 認知症の方が認知症カフェ等の交流の場に参加し、参加を通じて自らの認知症に係る経験の共有や発信する活動の支援を行います。



出典:厚生労働省「チームオレンジの取組みの推進」

*1 チームオレンジ:認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援に繋げる仕組み。
 *2 見守りネットワーク:高齢者の生活に密接にかかわる事業者や団体と松江市が高齢者の見守りに関して協定を結び、日常業務の範囲の中で、地域の高齢者の方に対して「さりげない見守り」を行う仕組み。
 *3 見守りシール:認知症等で道に迷われたりする高齢者の方の早期発見や身元の特定を目的に、2022(令和4)年度より導入。発見者が松江警察署又は地域包括支援センターに連絡し、シールに記載された番号を伝えることで個人の特定ができ、迅速にご家族へ発見の連絡をすることが可能。

基本施策項目

9-③ 普及啓発・予防

現状と課題

- 2022(令和4)年10月末時点の要介護認定データにおいて、松江市の認知症(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上)の方は7,905人となっています。今後、高齢者の増加に伴い一層の増加が見込まれます。認知症の方とその家族が暮らしやすい地域づくりを進めるために、認知症に対する正しい知識の普及と支援する人材の育成が必要です。
- 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイト*1は2023(令和5)年4月時点で168人です。
- 認知症予防に効果があると考えられる活動である「からだ元気塾」や「なごやか寄り合い」等の通いの場に参加している方は約1割です。*2

基本施策項目の方向性

- 認知症サポーターやキャラバン・メイトの活動を支援し、認知症に関する正しい知識の普及を推進します。
- 適切な運動や、口腔機能の向上、社会交流等日常生活における取組みが、認知機能低下の予防につながる可能性があることから身近な通いの場への参加を促進します。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
認知症サポーター養成講座受講者数(人:累計)	23,323	27,000
認知症キャラバン・メイト実働者割合(%)	75.0	80
からだ元気塾の参加人数(人)(再掲)	840	1,000
なごやか寄り合い参加人数(人)	5,078	9,000



具体的な取組み

1.【認知症に関する普及・啓発】

- 認知症を正しく理解し、地域や職域で認知症の方や家族を支援する「認知症サポーター」の養成を推進します。特に小中学生と高校生・大学生等、若年世代の認知症への理解を促進するため、認知症サポーター養成講座の受講の働きかけを進めます。
- 市報やホームページ、SNS等を活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、地域包括支援センター等の具体的な相談先や受診先の利用方法の周知を推進します。
- 認知症ケアパス(認知症ガイドブック)やリーフレットなどの媒体を市民、関係機関へ配布し、認知症に関する基本的な情報とともに、地域包括支援センターなどの相談先や、受診先の利用方法の周知に努めます。

2.【認知症予防の取組み推進】

- 適切な運動や、社会交流等、日常生活における取組みが、認知機能低下の予防につながる可能性があることから、対象者への個別の参加勧奨により「からだ元気塾」や「なごやか寄り合い」等、身近な通いの場の参加者増に努めます。

*1 キャラバン・メイト:認知症サポーター養成講座の講師役。自治体等が主催するキャラバン・メイト養成研修を受講し、登録する必要がある。

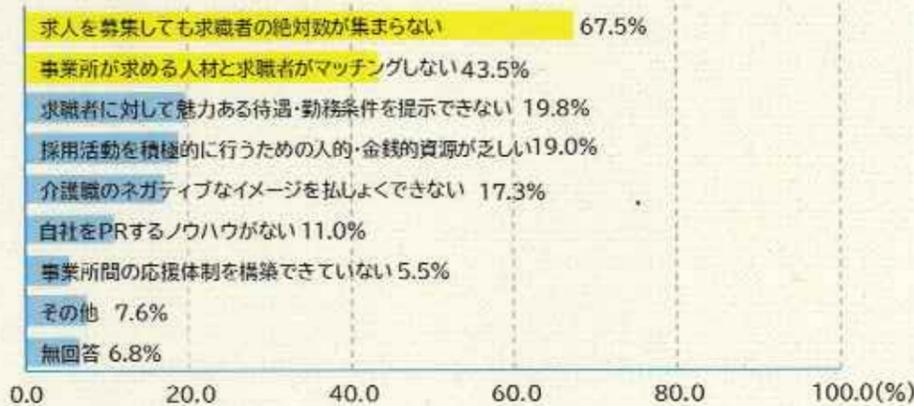
*2 出典:松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2022(令和4)年度調査)」。

介護業界イメージアップに向けた情報発信

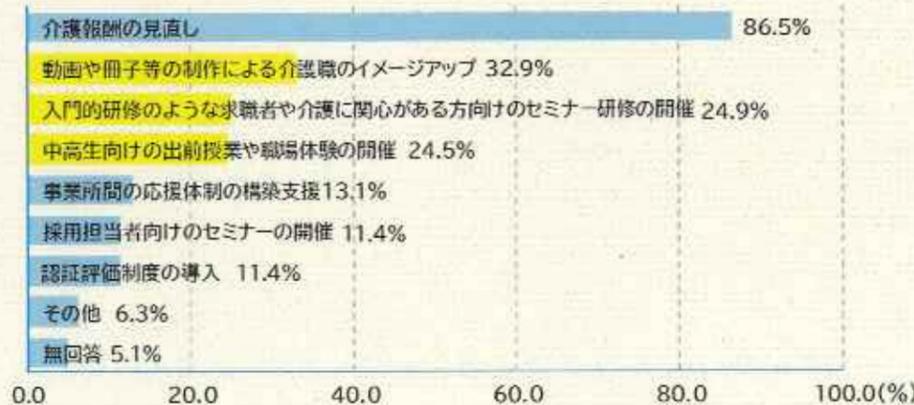
現状と課題

- 介護人材の確保等に関する実態調査(2022(令和4)年度)によると、事業所における人材確保の問題点として、「募集しても求職者の絶対数が集まらない」ことや、「事業所が求める人材と求職者がマッチングしない」ことが多く挙げられています。
- 行政には、「介護報酬の見直し」のほか、「介護職のイメージアップ」「求職者や介護に関心がある方向けのセミナー・研修」「中高生向けの出前授業や職場体験の開催」等の支援が求められています。

人材の確保における問題点



人材の確保のために必要だと思う行政の支援



*出典:介護人材の確保等に関する実態調査(2022(令和4)年度)

基本施策項目の方向性

- 介護職として働くことで感じられるやりがいや、実際に働いている職員の魅力を伝える取組みを通して、中高生等の若い世代の介護職への興味・関心が高まるよう働きかけるとともに、保護者や進路指導教員に対して、介護の仕事や介護職に対する理解の促進を図り、介護職が進路選択において選ばれる職業となる必要があります。
- 福祉人材養成校の学生に対して、松江市における介護職としての将来のキャリアを思い描く材料となるコンテンツを提供することで、松江市において介護職の就職者数を増やす必要があります。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
「介護の出前授業」の実施中学校数(校)	6	14
福祉人材養成校との連携(校:累計)	0	6

具体的な取組み

- 【PR コンテンツの活用】
 - 2022(令和4)年度に作成した市オリジナルコンテンツ^{*1}を、「介護の出前授業」や「福祉人材養成校へのアプローチ」等に活用します。
- 【介護の出前授業】
 - 介護現場の最前線で働く介護士をコンシェルジュとして中学校に派遣し、講義や体験的な活動等を通じて、「福祉の心」を育み、職業としての介護職についての理解を深めます。
- 【介護の職場体験】
 - 中学校職場体験学習の実施の機会をとらえ、介護事業所での体験活動が、進路選択に資するものとなるよう、PR コンテンツの提供等の支援を行います。
- 【高校生福祉体験発表】
 - 介護の日 PR イベント等に合わせ、市内の福祉を学ぶ高校生が、日ごろの学習の成果を発表する場を設け、現役の介護職等との交流・相互理解を促進します。
- 【介護の日 PR イベント】
 - 介護の日(11月11日)に合わせ、市民を対象とした介護職のイメージアップや、事業所間での課題解決・情報共有に向けたディスカッションイベント等を行います。
- 【保護者や教員の理解促進】
 - 介護職に対する関心を学生・生徒のみに留めず、PR コンテンツの活用等を通じて、進路指導教員や保護者の理解を得て進学・就労に繋がるよう取組みます。
- 【福祉人材養成校との関係構築】
 - 中国地方の福祉人材養成校と定期的に情報交換できる関係を構築することで、市内事業所へのUIターンを促進します。

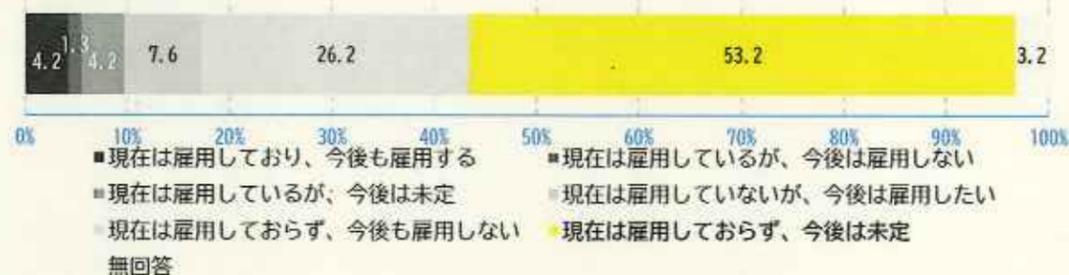
*1 市オリジナルコンテンツ:PR 冊子「介護のしごとで私の未来をソウゾクしてみよう」、PR 動画「しまね介護トークセッション」福祉×クリエイティブ」【2022(令和4)年度作成】

10-2 多様な人材の参入促進

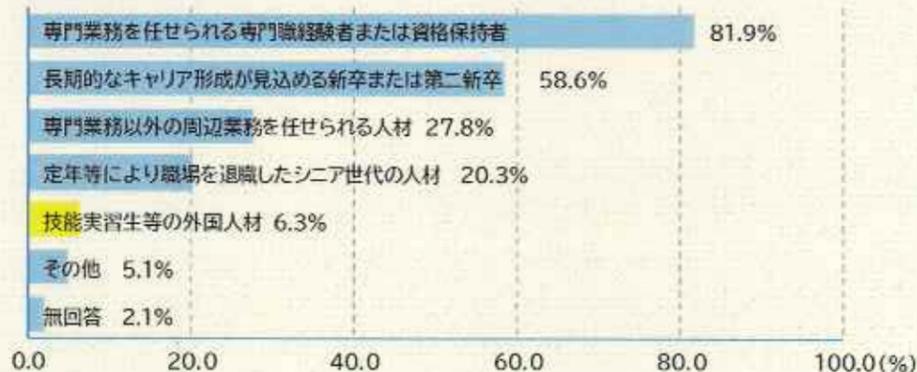
現状と課題

- 介護人材の確保等に関する実態調査(2022(令和4)年度)によると、現在外国人を雇用しているのは全事業所の9.7%で、「現在は雇用しておらず、今後も雇用しない」という事業所は26.2%となっていますが、5割を超える事業者が「現在は雇用しておらず、後は未定」と回答しています。
- 採用したい人材では、「専門職経験者または資格保持者」「新卒または第二新卒」のほかに、「専門業務以外の周辺業務を任せられる人材」や「シニア世代」が多く挙げられている一方で、「技能実習生等の外国人材」は、少数にとどまっています。

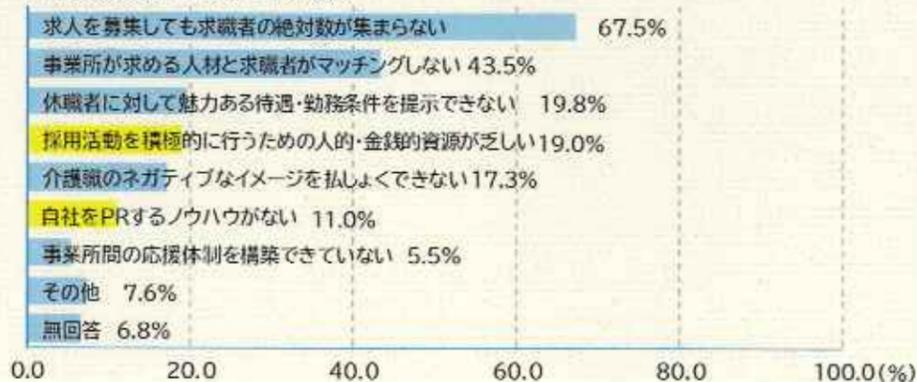
外国人の雇用状況



採用したい人材



人材の確保における問題点



*出典:介護人材の確保等に関する実態調査(2022(令和4)年度)

基本施策項目の方向性

- 外国人については、「現在は雇用しておらず、後は未定」である事業所が、将来的な受け入れ先となり得ることを想定しながら、制度の周知も含めた先進事例の共有等、事業所がその置かれた状況に応じて適切な人材確保戦略を立案するための支援を行うことが必要です。
- 元気高齢者や介護未経験者等に専門職以外の業務を任せられるような効果的な研修を行い、介護職場への就労を支援するとともに、事業者においても人材確保が幅広く推進されるよう、多様な人材の活用の方策について先進事例等の共有等を通じた支援を行うことが必要です。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
松江市総合事業訪問型サービス A 受講者数(人)	10	20
先進事例等共有セミナーの開催回数(2024(令和6)年度からの累計)(回)	2	3

具体的な取組み

1.【介護の入門的研修】

- 介護未経験者を主として、介護に関する基本的な知識や介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶ機会を設けることで、介護人材のすそ野を広げ、福祉・介護サービス事業者や地域活動を支える人材を育成します。

2.【松江市総合事業訪問型サービス A 従事者養成研修】

- 松江市総合事業訪問型サービス A(身体介護を含まない掃除・洗濯・食事の準備・調理等の在宅サービス)に従事するために必要な知識、技能を習得する機会を設けることで、担い手の拡大を図ります。

3.【ハローワーク等関係機関との連携】

- 関係機関との連携を通じ、事業所が求める仕事の内容や求められる役割を共有することで、求職者等とのマッチングを促進し、人材の確保、さらには定着に繋がります。

4.【外国人を含む多様な人材の導入事例の共有】

- 事業所ごとで、外国人を含む多様な人材の採用に必要な人的・金銭的資源を確保することが困難である現状を念頭に、法令の適用に関する知識や、様々な先進事例等を共有し、事業所の人材確保活動を支援します。

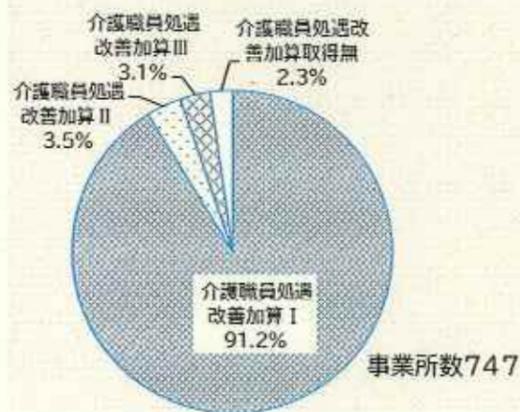
基本施策項目

11-1 介護職員の処遇改善

現状と課題

- 介護職員処遇改善加算^{*1}の松江市における事業所取得率は97.8%(2022(令和4)年11月1日時点)です。
- 介護職員等特定処遇改善加算^{*2}の事業所取得率は、74.5%(2022(令和4)年11月1日時点)です。
- 2022(令和4)年10月1日に新設された、介護職員等ベースアップ等支援加算^{*3}の事業所取得率は、91.6%(2022(令和4)年11月1日現在)です。
- 事業所が処遇改善系加算を取得し、制度を有効に活用していくことにより、介護職場の安定した職員定着につなげていくことが必要です。

介護職員処遇改善加算取得率
(2022(令和4)年11月1日)



介護職員等特定処遇改善加算取得率
(2022(令和4)年11月1日)



介護職員等ベースアップ等支援加算
(2022(令和4)年11月1日)



*出典：松江市介護保険課調べ(加算台帳から集計)

基本施策項目の方向性

- 処遇改善加算等を取得した事業所において、現場で働く方々に対し継続的に処遇が改善される仕組みとなるよう、事業者に促していきます。
- 処遇改善加算を財源とした手当以外の処遇改善を事業者とともに検討していきます。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
介護職員等特定処遇改善加算取得率(%)	74.5	95.0
介護職員等ベースアップ支援加算を取得する法人のうち基本給与のベースアップを実施する法人の割合(%)	86.3	95.0

具体的な取組み

- 【国へのアプローチ】
 - 中核市市長会等を通じ、介護報酬制度を通じた処遇改善策について国へ働きかけるとともに各種支援を要望します。
- 【(公財)介護労働安定センター^{*4}の活用】
 - (公財)介護労働安定センターと連携を図り、雇用管理の改善、介護職員の処遇改善、労働環境の改善に取り組めます。
- 【介護職員等特定処遇改善加算の取得率強化】
 - 保険者として、介護報酬上の介護職員等特定処遇改善加算の未取得事業所の取得促進に取り組めます。

*1 介護職員処遇改善加算：介護報酬への加算制度。「職位、職責に応じた任用要件と賃金体系を整備」、「資質向上のための研修機会の確保」「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み等」に加え、「労働環境の改善」の要件を満たすことで取得できる。基本給の上乗せのほか、一時金としての支給も可能。

*2 介護職員等特定処遇改善加算：介護職員処遇改善加算から更なる処遇改善を行うための加算制度。経験、技能のある介護職員に特化して加算される。

*3 介護職員等ベースアップ等支援加算：2022(令和4)年10月から新設された加算制度。介護職員処遇改善加算を取得し、加算額の2/3は職員の「基本給」又は「毎月支払われる手当」の引き上げに使用されることが要件。

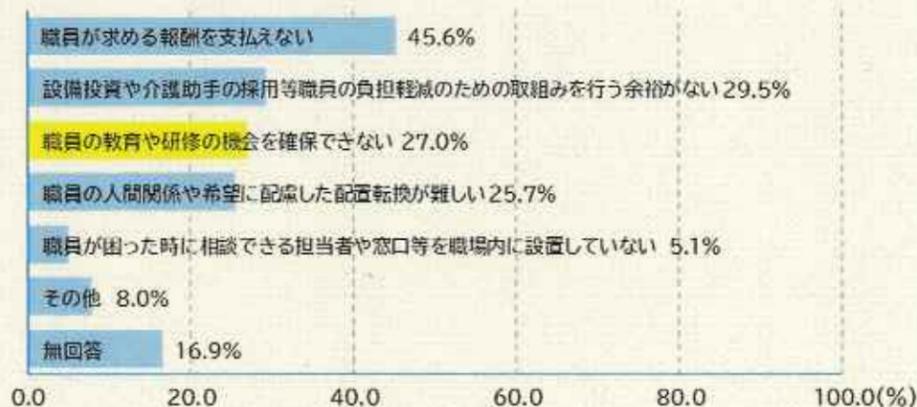
*4 (公財)介護労働安定センター：「介護労働者の雇用管理の改善」、「能力の開発・向上」、「その他の福祉の向上」等を目的に総合的支援を行う機関。1992(平成4)年、厚生労働省から「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく法人として指定。

11-② 介護職員のキャリアアップ支援

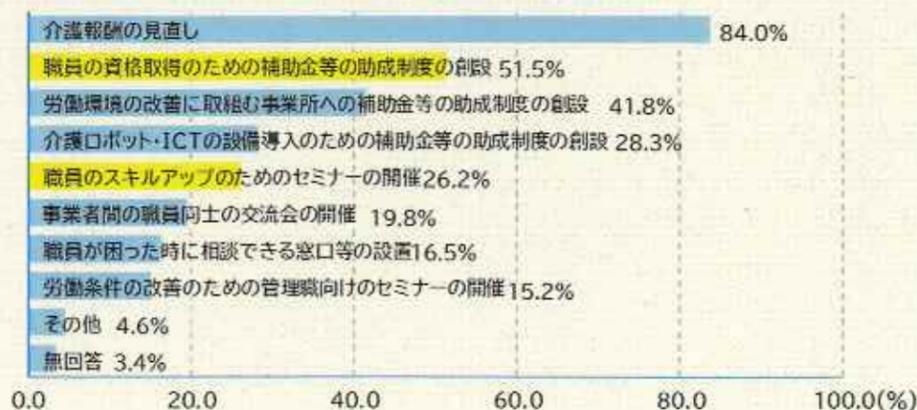
現状と課題

- 介護人材の確保等に関する実態調査(2022(令和4)年度)によると、人材育成・定着の問題点として、「職員が求める報酬を支払えない」「職員の負担軽減のための取組みを行う余裕がない」に次いで「職員の教育や研修の機会を確保できない」ことが多く挙げられています。
- 人材育成・定着のために必要だと思う行政の支援は、「介護報酬の見直し」が最も多く、次いで「職員の資格取得のための補助金等の助成制度の創設」となっており、人材育成・定着のために資格取得等によるスキルアップが必要であることは認識しているものの、十分な取組みに至っていない現状があるものと考えられます。

人材の育成・定着における問題点



人材の育成・定着のために必要だと思う行政の支援



*出典:介護人材の確保等に関する実態調査(2022(令和4)年度)

基本施策項目の方向性

- 高度な知識やスキルが求められる職業である介護職の育成・定着には、キャリアパスや成長の機会の提供を通じて、職員が自身の成長を実感し、モチベーションを向上させることのできる仕組みを、地域を挙げて整えることが必要です。
- 今日、DX(デジタルトランスフォーメーション)は、あらゆる業界において取組みの必要が認識されており、介護の分野においても例外ではありません。テクノロジーを使った効率的な介護や、エビデンスやデータ分析に基づいた科学的介護を推進するためには、キーパーソンとなって事業所をけん引する介護職員の育成が必要です。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
アセッサー ^{*1} 講習修了者数(2023(令和5)年度からの累計)(人)	0	28
スマート介護士 ^{*2} 中級資格取得者数(2023(令和5)年度からの累計)(人)	0	28

具体的な取組み

1.【キャリア段位制度等の各種資格の取得促進】

- 事業所において職員のキャリアアップを推進・支援していく役割を担うアセッサーを養成するために職員に講習を受けさせる事業所に対し、補助を行います。
- ケアテック(介護ロボット・ICT 機器等)の導入に向けて、事業所における意識共有、課題設定、ケアテックの選定・導入・評価に中心的な役割を担うスマート介護士資格を職員に取得させる事業所に対し、補助を行います。

2.【松江市総合事業訪問型サービス A 従事者養成研修】

- 松江市総合事業訪問型サービス A(身体介護を含まない掃除・洗濯・食事の準備・調理等の在宅サービス)に従事するために必要な知識、技能を習得する機会を設けることで、資格を有さない職員のキャリアアップを図ります。

*1 アセッサー: 介護プロフェッショナルキャリア段位制度^{*3}において、所属する事業所又は施設内の介護職員のキャリアアップを推進し、支援するため、当該介護職員の評価を行うもの。

*2 スマート介護士: 介護ロボット・ICT 機器を効果的に活用し、介護現場での適切な運用をするための専門性を兼ね備えた、介護の質の向上と効率化を図ることのできる介護士をいう。

*3 介護プロフェッショナルキャリア段位制度: 介護福祉士の資格取得又は実務者研修、介護職員初任者研修の終了等を通じて「わかる(知識)」を評価しつつ、「できる(実践的スキル)」の能力評価を重点的に実施するために厚生労働省の実施する介護職員資質向上促進事業の一環として運用される制度。

ICT等の活用促進等による 働きやすい職場づくりの推進

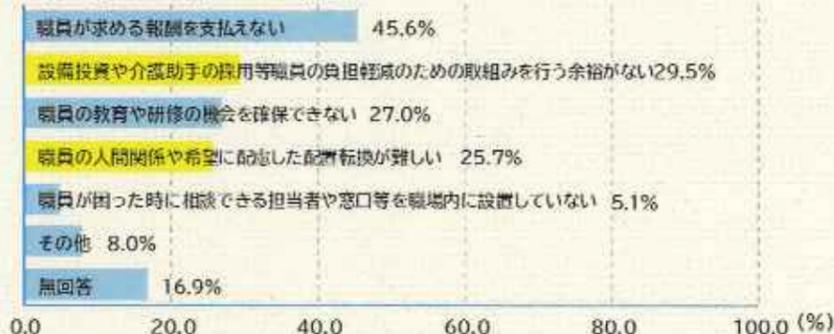
現状と課題

- 介護人材の確保等に関する実態調査(2022(令和4)年度)によると、職員が離職する主な理由として、「業務による精神的・肉体的負担が大きい」「職場の人間関係」が上位に挙げられています。
- 介護職場で働く職員の負担軽減のためのICT等の利用促進について、その検討に至っていない事業所も多く、介護サービスを受ける利用者の身体的機能の低下を抑制するために有効な手段である科学的介護情報システム「LIFE」*1の介護事業所・施設における登録率は28.4%にとどまっています。

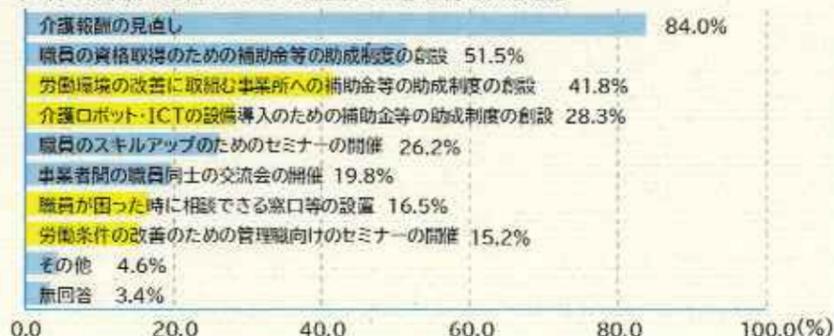
職員が離職する主な理由



人材の育成・定着における問題点



人材の育成・定着のために必要だと思う行政の支援



*出典:介護人材の確保等に関する実態調査(2022(令和4)年度)

基本施策項目の方向性

- 働きやすい職場づくりのためには、ICT等の導入・活用等の生産性向上による職員の身体的負担や事務負担の軽減が欠かせないことから補助制度の活用促進や先進事例の共有等を通じて、取組みを拡げていく必要があります。
- また、介護サービス利用者やその家族等から受けるセクシャルハラスメントやカスタマーハラスメントに対する対策も含め、職員が安心して働くことのできる職場づくりも事業者共通の課題であり、地域を挙げた課題解決の機運を高めていく必要があります。
- これらの取組みの推進により、将来的な経営の大規模化・協働化等の気運の醸成につながっていくことも期待されます。
- 介護事業所・施設に「LIFE」の登録・活用を促進し、データを活用することでサービス計画作成を担う職員の負担軽減を図ります。

★施策目標

指標名(単位)	令和4年度実績値	令和8年度目標値
先進事例を共有する場の開催回数(2024(令和6)年度からの累計)(回)	2	3
介護事業所・施設における「LIFE」登録率(%)	28.4	90.0
「LIFE」に紐づいたデータ活用(PDCA)サイクル活用率(%)	0	80.0

具体的な取組み

- 【先進事例の共有と導入促進】
 - 介護現場の生産性向上の取組みを推進するため、事業所を対象に、先進事例を共有するセミナーの開催や補助制度に関する情報提供を行います。
 - 職員が安心して働くことのできる職場づくりを推進するため、法制度に関する情報提供や、人事・労務に関するセミナー等への参加を促進します。
- 【事業所や介護職員同士による情報共有の促進】
 - 地域を挙げた課題解決に取組む事業所の活動に対し、先進事例の共有や行政情報の提供等の支援を行います。
 - 職場に同年代の職員数が少なく、経験の浅い若年層の職員同士が集い、関係構築や悩み相談を気軽に行える場づくりを支援します。
- 【「LIFE」の活用促進】
 - 集団指導で「LIFE」の活用促進をテーマにした指導項目を設定し、介護事業所・施設に向け周知・啓発を行い「LIFE」登録率のボトムアップを図ります。
 - 併せて「LIFE」の活用促進について事業所・施設に対して説明を行い、PDCAサイクルの活用を促進します。

*1 科学的介護情報システム「LIFE」: 2021(令和3)年度から運用開始されたシステム。各介護事業所において妥当性のある指標等を収集・蓄積し、分析することで介護現場にフィードバックする。科学的介護*2の実践が目的。

*2 科学的介護: エビデンス(根拠)に基づく介護サービス。介護サービスの質の改善・評価、介護の標準化が期待される。